

日本労働年鑑 第25集 1953年版

The Labour Year Book of Japan 1953

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 供出の米麦価をめぐる斗争

第三節 米麦価をめぐる斗争

米麦価格をめぐる二つの大きな農民闘争が、本年六月における米麦価追加払と特別加算額の問題と、年末における新米価決定の問題を中心にたたかわれた。前者は、六月二〇日の米麦価追加払確保全国農民大会において最高潮に達し、また後者は一一月一二日における供米割当全国知事会議における紛糾、農業委員の退場騒ぎや、一〇月二六日の危機突破全国農代会議、その後の農民諸団体の運動において農民運動の大きな高まりを示した。つぎにこの二つの問題をめぐる闘争経過を記すことにする。

日本共産党臨時中央指導部は六月一九日「米価問題に対し労働者農民に訴える」声朋を發表したが、その声明は政府の低価格政策を批判し、

「従来の低米価さえ引下げざるを得ないのは、わが人民の生活水準を引下げ、植民地的低賃金と低米価政策を徹底的に追求することによって内外独占資本の超過利潤を保証し、帝国主義の戦争準備にわが人民を奉仕させようとしているからである。彼らは一方ではインフレを煽って労働者階級の実質賃金を低下せしめ、莫大なる超過利潤を稼ぎながら、他方ではインフレ抑制を口実に低賃金と労働強化、低米価と強権供出を強制しているのだ。それゆえ米価の引下げは単に農民だけの問題でなく、労働者階級を中心とする全人民の問題である。それは又同時に戦争と植民地化の単独講和か、平和と独立の全面講和かの根本問題の解決を要求する斗いにつながっている」

として、「米麦価追加払いは政府の公約通り従来の方式により農民の要求通り支払うこと」、「農民の要求する米価をわが党は無条件に支持する」ことを明らかにした。

また総評、国鉄労組、炭労等の結成した消費者米価値上反対協議会では、七月二三日つぎのような要望書を政府、米価審議会等に提出した。

米価消費者価格値上反対要望書

政府は一日一日の米価値上げに際して消費者米価を一カ年据置くという公約を破り、今回突然八月一日より内地米二割主食平均一割八分五厘という前例のない値上げを行うという政府声明を發表した。われわれ消費者団体はかかる消費者の声を無視し又米価審議会の審議を経ずして行われた極めて一方的にして非民主的な措置に対して断乎抗議する。(以下略)

一、米麦価追加払確保全国農民大会

予算不足を理由に政府は五〇年産麦の追加払の削減と特別加算額の引下げ乃至全廃を図らんとする動きが見られ、これに対し日農両派、全農、全農連等ほとんどあらゆる農民団体と農協連等は反対し六月二〇日東京教育会館で農復参加の一一団体共同主催の下に全国農民大会が開催された。参加農民代表八〇〇名、議長団に江田三郎、永井健、小林慧文、足鹿覚の諸氏を選出、「二五年産米麦価格追加払に関する件」の審議に入った。大会の空気は著しく政府不信に傾き、たとえ

ば鈴木新潟代表は「政府はこの追加払を実施しないならば公約に対し詐欺罪を構成する。首相、蔵相、農相、安本長官に対し告訴することをわが県は決議してきた。本決議案にもちこむよう修正を望む」と発言している(「農業復興」第一三七号)。かくて本件「要求貫徹まで東京を去らない決意をもって行動しよう」と申合せ議案を可決、つずいて「二六年産麦類価格に関する件」「二六年産米価格決定に関する件」等を討論の結果採択、政府がパリティ指数を低く抑えようとした企てに全面的に反対することになった。なおこのほか、緊急動議として提出された電気料値上げ反対、農業手形適用品目に飼料包括に関する件等数件を可決し、「全農民の税金不払運動を決議しろ」「公益事業委員会の改組、又我々の代表を参加させよ」等の要求も出され、つぎの宣言が決議された。

大会宣言

二十五年産米麦追加払と新麦価決定を控え、政府はパリティ指数の上昇に基因する予算不足を理由にして米麦の追加払額の削減と特別加算額の大幅引下げ又は全廃を企図している。パリティ指数の上昇とそれに基因する予算不足が、経済情勢の見透しに対する政府の根拠なき楽観と、自らの物価政策の破綻の結果であることは明かであり、したがってその責任がすべて政府にあることも極めて明白である。(中略)しかるに政府はその責任を敢て回避し犠牲を農民に強要せんとしている。その政治的無節操と厚顔無恥なるまさに奇怪千万といわざるを得ない。

われわれはかかる奇怪なる措置が誰のためになされんとしているかをすでに承知している。これまでとられて来た低米価、低賃金を支柱とする反農民的、反勤労者の経済再建方式が大資本に対する奉仕のためのものであることは明かである。

政府はいままた日米経済協力に籍口し、農産物価格をおし下げ、低賃金政策を更に強化せんとしている。かかる政府の意図が那邊にあるかを、もはやわれわれの目から隠蔽することは出来ない。

対外経済協力のために、すでに保証された農民への支払を理不尽にも削減ないし全廃し、勤労者に低賃金を強要するならば、それは国際資本に対する卑屈なる奉仕に墮するであろう。かくては政府はその自主性を自ら放棄して国際資本に隷属し、植民地化への墓穴を自らの手で掘らんとするものである。しかも当面の麦価問題のごとく、すでに厳然たる事実として政策根拠をもつ公約が弊履の如く捨てて顧られないならば今後一切の公約はなきに等しく、あらゆる農業問題は、これを自主的に解決することは全く不可能である。われわれはかかる認識に立って麦価をめぐる最近の卑劣なる策動を嚴重に監視するとともに、ここに不退転の覚悟を以て、かかる卑屈なる策動を粉碎するまで、断乎斗い抜く決意を新たにするものである。

右宣言する。

昭和二十六年六月二十日 米麦追加払確保全国農民大会

ついで大会宣言決議の実行にうつり、中央に実行委員会をもうけ各地方農村に農民大会をひらき、地方実行委員会を構成し村部落に全国大会の趣旨を徹底させる、ハガキ戦術をとる等を決定、大和大会委員長は「決議が実行されなければ全農民結集の下に供出を拒否して最後まで断乎闘う」と発言し、直ちに実行委員は首相、蔵相等に面会、大会参加者は大蔵省に押かけた。

本大会には折柄開催中の全国知事会議を代表して山形県知事が参加して「追加払の即時支払い、一五%特別加算額の確保を期す」と共同行動を声明した。大会の翌日二一日には代表五〇名が自由党本部を訪れ、また議会では広川農相と面会し、「二五年産米麦追加払はパリティ指数の上昇した実際額を支払う。特別加算額は三相会議決定の一〇・三%で支払う外なし」との答を得たが、池田蔵相らは事実上農民大会の要求を拒否した。

二日以來、地方農民代表は続々上京し総司令部や政府各方面に大会決議の実行をせまったが、総司令部当局は「バツクペイは承認するがその予算措置について政府の方針は無定見であり承認できない、特別加算額は低物価政策に反し九原則にもとる故に反対である」との見解を表明した。

六月二七日供麦割当の全国知事会議で、政府は六一二万石の割当を公表したが、「麦の追加払および麦価決定のないかぎり、末端農家への割当はできない」とする知事、農調委側と正面衝突するにいたり、政府側もついに、「食管法にもとづく供出割当は保留する」と言明せざるをえなくなった。

しかし六月三〇日総司令部マーケット経済科学局長は「インフレ抑制の見地から消費者価格をあげることは許されない、しかしパリティ計算による追加払の実施はやむをえないが、特別加算額は加えるべきでない」旨の書簡を政府に送り、ここに特別加算問題は重大難関に逢着するにいたった。

マ書簡により特別加算額の全廃または大巾低減必至という重大状況に直面した全国大会在京実行委員は、七月九日代表二〇〇余名参加の下に全国農民大会緊急拡大実行委員会を開き、左記の決議を行い、重ねて総司令部、政府各方面と接衝を開始した。

決議

(前略)一、二十五年度米麦追加払は従来の方針どおり第一次生産者価格決定後におけるパリティ指数の上昇による差額を全額支払う。

二、新麦第一次生産者価格決定の基礎となる想定米価は二十五年産米価格決定方式をそのまま踏襲して五月末パリティ価格にその一五%の特別加算額を加えたものとする。

三、対米価比率は(二)の想定米価に対し、小麦、裸麦八一・三%、大麦七〇%とし、少くとも過去三カ年における米価と麦価との実質的比率を下らないこと。

四、二十六年産麦の第一次生産者価格決定後におけるパリティ指数の上昇による追加払は従来の方針どおり実施すること。

五、二十六年産米の予算米価算定に際しては基本価格に対する一五%の特別加算額を加えること。

右決議する。

その後も連日農民代表の上京、関係当局に対する要求がつけられたが、七月一八日の臨時閣議で政府は、主食価格改訂につ総司令部の了解のもとに、特別加算額を五%に引下げ、麦の対米価比率を小麦六四(旧八一・三)裸麦六九(旧八一・三)大麦五七(旧七〇・〇)と大巾に引下げ、五〇年産米麦の追加払は既定方式で実施する等の方針を決定、政府声明と共にこれを発表した。これは農民の要求を拒否し、衆院農林委員会の決議を無視し、また米価審議会の審議権をも否定するものとして、全国農民大会実行委員会は二三日つぎの如き政府不信の声明を発した。

決議

政府は全農民の熾烈なる要望にもかかわらず自ら決定した三相会議の線すら放棄し、追加払はとにかく特別加算額については公約の一五%を五%に削減し、更に麦価は対米価比率を大巾に引下げしかも消費者価格水準を一八・五%引上げることと決定した。…(中略)全農民はこのような無責任極まる政府の措置には極めて不満である。我々は政府が財政における自然増収九〇〇億円を予定しながら、これを農民と勤労者のために使用することを拒否した事実を肝にめいじて忘れない。われわれは今後あらゆる機会において一切の反農民的政策を粉砕すべく闘うことを明にする。

この追加払確保農民大会は、農繁期にかかわらず多数の代表者を集めえたこと、大会の空気がいちじるしく反政府的にかたむき、異常な焦燥感のうちに、要求貫徹のためのハン・ストの呼びかけまでなされ、また六月中旬から七月下旬まで青森、広島、山形、富山、静岡、群馬、秋田、千葉、福井その他で地方農民大会が開かれるなど、一時的な陳情運動に終らなかった事は事実であるが、しかし運動の結果から見て、このような政府の一方的決定の前に農民の要求がふみにじられた原因は一体どこにあったか。基本的には農民大会という表面上の華々しさはあるにしても、村と部落の農民の闘争の盛り上りによる農民大会というよりは、農協組の線を通ずる農村代表の集会であり(代議員の資格には、ほとんど農協と書かれていた)、その代表者による中央官庁に対する陳情運

動を本質とするものであり、その主導権も農協などの農業団体にはぎられたことにある。いわば、部落農民の階級的意識と闘争を基礎にした農民大会というよりは、結局において中央の団体行動に終らざることをえなかった点にある。この点は、本大会に参加した日農主体性派本部の中でも自己批判の形で意識されている。すなわち

「この大会の主催者団体の構成をみれば一見きわめて明白であるように、この運動にまず階級性を導き入れることは、そもそも問題たり得ない問題であるからであり、そして第二にこの運動の性格は…基本的には一つの団体運動に偏向するかもしれない制約と限界をもって出発したからである」(「農林資料通信」第四二号一六ページ)。

とのべられている。この種の全国農民大会による運動形態は、とくに日農の分裂以来、農復を中心に毎年くりかえされて来たものであり、またその実際上の効果もあり、広汎な統一戦線を形成するという点で高く評価さるべきものをもちながら、最近の如き情勢においては、すでに大きな限界に来ていることを示すものであろう。

二 五一年産米価決定

” 本年度産米の生産者価格の答申案を決定すべき米価審議会は一二月三日開催された。米価審議会開催のおくれた理由は例の統制撤廃問題に関する政府の失敗と、国会開会中に米価問題が持出され労農団体、野党の攻撃に会って政府が苦境に立たざるを得ないので、審議会の開催をできるだけ延期したからである。

さて政府はパリティ指数二四八・四八から石当り六、九八六円を算出したが、これは予算米価七、〇三〇円を下廻り、一万円(日農統一派)、九、六〇〇円以上(全国農代会議)を要求している農民側の反対も当然に激しいものと予想されるので、俵代を現行百九円から百五十円に引きあげ、七、〇三〇円の政府原案を決定した。ところが米価審議会は政府原案を否定し、正味石当り七、五〇〇円以上とすること、特別供出奨励金、増産奨励金を交付すべきこと第五項の答申を決定し、五日政府の諮問に答えた。

しかるに政府は、農民農業団体の要求を拒否するはおろか、米価審議会の答申をも無視し、一二月七日閣議で政府原案の七、〇三〇円(三等米)と等級価格差を決定しこれを告示した。また供出奨励金は総額二五五、〇〇〇万円を集荷委託費の名目で交付することを決定した。しかし低米価の一方的決定と、奨励金が生産者たる農民の手に確実に渡るか否か確かな保証がないとして、農民団体は一様に政府の決定に反対を表明した。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
